

高度化計画及び高度化基盤整備計画認定業務規程

(総則)

第1条 公益社団法人日本べんとう振興協会（以下「協会」という。）が行う「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」（平成10年法律第59号。以下「法」と言う。）第6条第1項の規定に基づく指定認定機関としての製造過程の管理の高度化に関する計画（以下「高度化計画」という。）及び第8条第1項の規定に基づく指定認定機関としての高度化基盤整備に関する計画（以下「高度化基盤整備計画」という。）の認定業務（以下「認定業務」という）に関しては、この規程の定めるところによる。

(食品の種類)

第2条 本協会が行う認定の業務の対象とする食品の種類は、大量調理型主食的調理食品とする。

(認定の業務を行う事務所の所在地)

第3条 認定の業務を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 公益社団法人日本べんとう振興協会

所在地 東京都中央区日本橋小伝馬町15番15号

(認定の業務を行う時間及び休日に関する事項)

第4条 認定の業務を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、次に掲げる日については、休日とする。

（1）土曜日、日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日

（3）年末年始（自12月29日至1月3日）

（4）前3号に定めるもののほか、特に協会会長（以下「会長」という。）が指定する日

2 会長は、認定の業務遂行上特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず業務時間外又は休日に勤務を命ずる事ができる。

(出張業務)

第5条 会長は、認定の業務遂行上特に必要と認めたときは、第3条の規定にかかわらず認定の業務を行う者（以下「審査員」という。）をその他の場所に出張させて、その業務を行わせることができる。

(認定の業務を行う者の職務及び倫理に関する事項)

第6条 審査員は、HACCP専門講師養成講習会を修了した者又はHACCPシステム

について専門的知識を有すると会長が認める者であって、高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者をもってあてる。

- 2 審査員は、認定申請のあった施設の高度化計画及び高度化基盤整備計画が認定高度化基準に適合しているかの審査、高度化計画及び高度化基盤整備計画の実施状況の点検その他必要な業務を行うものとする。
- 3 審査員は、業務を公正かつ適確に行うとともに、認定の審査に関し知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(審査員の配置に関する事項)

- 第7条 協会は、審査員3人以上からなる認定審査会を組織し、委員長を決定する。
- 2 審査員の半数以上は、企業会員以外の者とする。

(認定申請)

- 第8条 高度化計画又は高度化基盤整備計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大量調理型主食的調理食品の製造又は加工の施設ごとに高度化計画申請書又は高度化基盤整備計画申請書（以下「申請書」という。）の正本1部及び副本1部を協会に提出するものとする。

(認定のための審査の実施方法に関する事項)

- 第9条 協会は、申請書を受理したときは、受理した順序により認定の審査を行う日を定めるとともに、担当する審査員を決定し、審査に関する必要な事項を申請者に通知し、これらを高度化計画認定台帳（様式第1号）又は高度化基盤整備計画認定台帳（様式第2号）に記載する。
- 2 審査員は、認定高度化基準に従って高度化計画又は高度化基盤整備計画を審査する。
 - 3 審査員は、書類の審査及び必要に応じて実施する実地の調査によって審査を行う。
 - 4 審査員は、前項により審査を終了した後、認定審査会委員長に高度化計画認定審査報告書（様式第3号）又は高度化基盤整備計画認定審査報告書（様式第4号）を提出し、委員長は、認定審査会を招集し、認定の可否を決定する。
 - 5 企業会員の審査員は、所属企業と利害関係を有する者からの申請について、審査に参加することができない。

(審査結果)

- 第10条 協会は、認定審査会の決定に従い、認定した場合は、高度化計画認定通知書（様式第5号）又は高度化基盤整備計画認定通知書（様式第6号）をもって申請者に通知する。なお、認定しなかった場合は、理由を付してその旨を申請者に通知する。
- 2 協会は、特段の理由がない場合は、申請書受理後1か月以内に審査結果を申請者に通知しなければならない。

(高度化計画及び高度化基盤整備計画の変更)

- 第11条 認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画を変更しようとする申請者は、高度化計画変更申請書又は高度化基盤整備計画変更申請書の正本1部及び副本各1部を協会に提出しなければならない。
- 2 第9条から前条までの規定は、高度化計画及び高度化基盤整備計画の変更認定について準用する。

(高度化計画及び高度化基盤整備計画の実施状況の点検に関する事項)

- 第12条 高度化計画又は高度化基盤整備計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、その高度化計画又は高度化基盤整備計画に記載された施設及び体制の整備を完了した場合には、高度化計画完了報告書（様式第7号）又は高度化基盤整備計画完了報告書（様式第8号）を協会に提出するものとする。
- 2 協会は、高度化計画完了報告書又は高度化基盤整備完了報告書を受理したときは、実地の調査を行い、その報告書どおりの整備が行われている旨を確認する。
- 3 協会は、前項の確認の結果、第1項の整備が不十分であると認めるときは、認定事業者に対して必要な改善指導を行うものとする。
- 4 協会は、必要に応じ、施設及び体制の整備の状況又は整備後の製造過程の管理の状況について把握に努めるものとする。

(高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定取消し)

- 第13条 協会は、前条第3項に基づく改善指導を行ったにもかかわらず、認定事業者がその高度化計画に従った高度化又は高度化基盤整備計画に従った高度化基盤整備を実施する見込みがないと認めるときは、認定を取り消すものとする。
- 2 協会は、前項に定めるほか、認定事業者が自らの認定の取消しを申し出たときは、その認定を取り消すものとする。
- 3 協会は、前2項の規定により高度化計画又は高度化基盤整備計画の認定を取り消したときは、取消しの理由を付して、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(手数料に関する事項)

- 第14条 申請者は、次に掲げる認定手数料を納付しなければならない。

- (1) 高度化計画に関しては、大量調理型主食的調理食品の製造又は加工の施設ごとに、協会会員及びその構成員は、150,000円（消費税別）、協会会員及びその構成員以外の者は200,000円（消費税別）
ただし、既に高度化基盤整備計画の認定を受けている製造又は加工の施設の高度化計画に係る認定申請の場合は、これらの金額に代えて協会が減額した額とすることができます。

- (2) 高度化基盤整備計画に関しては、大量調理型主食的調理食品の製造又は加工の施設ごとに、協会会員及びその構成員は100,000円（消費税別）、協会会員及びその構

成員以外の者は 150,000 円（消費税別）

- 2 認定手数料は、申請書に現金を添えて納入するものとする。都合により銀行振込又は小切手を利用することができます。
- 3 納入された手数料は、特段の理由がない限り返還しないものとする。
- 4 高度化計画及び高度化基盤整備計画を変更しようとする場合の変更手数料は、協会会員及びその構成員にあっては、50,000 円（消費税別）、その他の者にあっては 50,000 円（消費税別）とする。
- 5 申請者は、審査員の実地調査に係る費用を負担しなければならない。

（申請書の保存に関する事項）

第 15 条 認定業務に係る必要な事項を記載した申請書、報告書等の関係書類は、当該事業年度終了後 5 年間保管するものとする。

附 則

- 1 この規程は、厚生労働大臣及び農林水産大臣の認可を受けた日から施行する。
- 2 令和元年 5 月 1 日より前に認定の申請がなされた高度化計画に対する、平成 27 年 8 月 21 日付けで厚生労働大臣及び農林水産大臣より認可を受けた改正前の高度化計画認定業務規程第 12 条の規定の適用については、なお従前の例による。

添付資料

- 様式第 1 号 高度化計画認定台帳
- 様式第 2 号 高度化基盤整備計画認定台帳
- 様式第 3 号 高度化計画認定審査報告書
- 様式第 4 号 高度化基盤整備計画認定審査報告書
- 様式第 5 号 高度化計画認定通知書
- 様式第 6 号 高度化基盤整備計画認定通知書
- 様式第 7 号 高度化計画完了報告書
- 様式第 8 号 高度化基盤整備計画完了報告書

卷之三

卷之三

(注)寒地調査においては、寒地施工した部屋を入ること。

詩經

高塵化基盤整備計劃認證委員會走訪帳

(注) 実地観在については、実施した都度記入すること。

様式第3号

高度化計画認定審査報告書

1 審査員氏名

2 会社名

工場名

住所

電話番号

担当者氏名

担当部署

対象品目

3 審査結果

(1) 製造過程の管理の高度化の目標

(2) 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

ア 製造過程

イ 製造過程の管理の高度化を図るための体制の整備に関する計画

ウ 製造過程の管理の高度化を図るための施設の整備に関する計画

エ 高度化基盤整備に関する計画

総合判定結果

年 月 日 認定審査会委員長

印

様式第4号

高度化基盤整備計画認定審査報告書

1 審査員氏名

2 会社名

工場名

住所

電話番号

担当者氏名

担当部署

対象品目

3 審査結果

(1) 高度化基盤整備の目標

(2) 高度化基盤整備の内容及び実施時期

ア 製造過程

イ 高度化基盤整備に関する計画

総合判定結果

年 月 日 認定審査会委員長

印

様式第5号

高度化計画認定通知書

年 月 日

住所

氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]

公益財団法人 日本食肉生産技術開発センター
理事長

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、高度化計画及び高度化基盤整備計画認定業務規程第10条第1項の規定により認定したので、下記のとおり通知します。

記

対象となる施設の所在地及び認定番号

様式第6号

高度化基盤整備計画認定通知書

年 月 日

住所

氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]

公益財団法人 日本食肉生産技術開発センター
理事長

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、高度化計画及び高度化基盤整備計画認定業務規程第10条第1項の規定により認定したので、下記のとおり通知します。

記

対象となる施設の所在地及び認定番号

様式第7号

高度化計画完了報告書

年　月　日

公益財団法人 日本食肉生産技術開発センター

理事長 殿

住所

氏名〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕印

年　月　日で認定を受けた高度化計画について、完了したので報告します。

記

1 対象となる施設の所在地及び認定番号

2 完了年月日

3 製造過程の管理の高度化の内容

(1) 製造過程の管理の高度化を図るための体制の整備に関する計画

- ① H A C C P チームの編成
- ② 製品についての記述
- ③ 意図する用途の特定
- ④ 製造工程一覧図の作成
- ⑤ 製造工程一覧図の現場での確認
- ⑥ 危害要因の分析
- ⑦ 重要管理点 (CCP) の決定
- ⑧ 管理基準の設定
- ⑨ モニタリング方法の設定
- ⑩ 改善措置の設定
- ⑪ 検証方法の設定
- ⑫ 文書化及び記録の保持

(2) 製造過程の管理の高度化を図るための施設の整備に関する計画

(3) 高度化基盤整備に関する計画

様式第8号

高度化基盤整備計画完了報告書

年　月　日

公益財団法人 日本食肉生産技術開発センター

理事長 殿

住所

氏名〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕印

年　月　日で認定を受けた高度化基盤整備計画について、完了したので報告
します。

記

1 対象となる施設の所在地及び認定番号

2 完了年月日

3 高度化基盤整備の内容

- ・高度化基盤整備に関する計画